平成２１年（フ）第１４０６号
横浜市泉区中田北１丁目10番27号
債務者　野口　　尚
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田丸　明子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２００号
愛知県西尾市山下町八幡山61番地１
債務者　吉橋　勝治
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉見　幸造
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１２４５号
横浜市磯子区森１丁目５番21―329号
債務者　饒波かおり（旧姓芳賀）
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２９２号
神奈川県綾瀬市大上４丁目16番35号
債務者　田中千奈海
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３４５号
横浜市中区西竹之丸111番地の１　山手シティハウス305号室
債務者　西野美智子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３４６号
横浜市中区西竹之丸111番地の１　山手シティハウス305号室
債務者　西野雅久子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２７号
愛知県岡崎市宇頭北町１丁目１番地３　Ａ・Ｃｉｔｙ宇頭210
債務者　廣井沙耶芳
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年７月27日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第３８４号
愛知県岡崎市栄町２丁目４番地　レオパレス栄405
債務者　二宮　義弘
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年７月27日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１３２０号
横浜市泉区上飯田町1317番地　サンライフ上飯田302号室
債務者　鈴木　美紀
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３６３号
横浜市港南区日野南２丁目20番36号
債務者　福田　静夫
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月14日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４２５号
神奈川県綾瀬市深谷上７―５―37フレグランス本郷Ｂ―203高山方、住民票上の住所神奈川県厚木市鳶尾２丁目25番６―504号
債務者　宮田　栄治
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０２号
佐賀県唐津市鎮西町名護屋4859番地１、申立時の住所山口県下松市笠戸島江の浦株式会社笠戸ドック友和寮
債務者　坂本　武彦
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年７月16日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１３９７号
横浜市神奈川区西寺尾３丁目９番１―Ｂ1104号
債務者　永井　琇子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４０７号
横浜市西区南幸２丁目20番15―1101号
債務者　野澤要之介
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０８号
岡山市東区西大寺中野28番地６
債務者　藤本　浩久
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部